

○東京工業大学バイオサイエンス統合支援センター共用設備等の利用に関する規程

令和5年5月31日  
バ統セ規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京工業大学バイオサイエンス統合支援センター規則（令和5年規則第19号）第15条の規定に基づき、東京工業大学バイオサイエンス統合支援センター（以下「センター」という。）の共用設備等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「共用設備等」とは、センターが維持管理し、及び運用する装置及び付属する設備であって、別に定めるものをいう。

2 この規程において「利用」とは、共用設備等を用いてデータ等の取得及び試料等の処理等を行うこと（センターに所属し、又は派遣された職員による技術代行又は技術支援等を伴うものを含む。）をいう。

(利用者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、共用設備等を利用する者（以下「利用者」という。）になることができる。

- 一 東京工業大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤を含む。ただし第7号に規定する者を除く。以下「本学教職員」という。）
- 二 本学の学生（以下「本学学生」という。）
- 三 東京工業大学特別研究員の称号付与に関する規則（平成16年規則第141号）に基づき東京工業大学特別研究員の称号を付与された者（以下「特別研究員」という。）
- 四 国立大学法人東京工業大学における独立行政法人日本学術振興会特別研究員取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）に定める学振特別研究員としての身分を有している者（本学の学生を除く。以下「学振特別研究員」という。）
- 五 国立大学法人東京工業大学共同研究取扱規則（平成16年規則第23号）に定める民間等共同研究員の身分を有している者（本学の学生を除く。当該共同研究の目的で利用する者に限る。以下「共同研究員」という。）
- 六 国立大学法人東京工業大学受託研究員取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）に定める受託研究員としての身分を有している者（本学の学生を除く。当該受託研究員を委託する者が申請した研究題目の目的で利用する者に限る。以下「受託研究員」という。）
- 七 国立大学法人東京工業大学民間等受託事業取扱規則（令和3年規則第110号）に定める事業担当者（以下「民間等受託事業担当者」という。）
- 八 前各号以外の者（以下「学外者」という。）であって、本学バイオサイエンス統合支援センター長（以下「センター長」という。）が次条第3項の規定により共用設備等の利用を認めた者

(利用申請)

第4条 利用者は、利用申請者として、センター長に利用申請を行い、許可を得た上で利用を開始するものとする。ただし、同一の利用目的であれば、利用者のうち1名を利用申請者とした利用申請を行うことができる。

2 前条第2号から第6号までに該当する者が利用する場合、その者の共用設備等の利用に責任を有する本学の教員（指導教員又は受入教員等をいう。）が利用申請者となるものとする。

3 学外者は、利用申請において、次に掲げる要件が全て満たされているとセンター長に認められた場合に限り、前条第8号に該当する者として、共用設備等を利用することができる。

一 反社会的勢力等と関係を有していないこと。

二 利用目的に関して、安全保障輸出管理上及び情報管理上の懸念がないこと。

三 利用が、平和利用であり、また我が国の産業競争力を損なうおそれがないこと。

四 利用が、公序良俗に反しないものであること。

五 利用者の所属組織の支払責任者が、利用料金を支払う十分な能力を有していること。

六 前各号に掲げるもののほか、共用設備等の利用が不相当と認められる特段の事由がないこと。

（利用料等）

第5条 センターの共用設備等を利用する場合、利用申請者（学外者の場合は支払責任者）は、利用者の区分及び利用する共用設備等の区分に応じて、別表1に定めるセンター利用基本料と、別表2に定める設備等利用料に別表3に定める倍率を乗じて得た額を合算した額（以下「利用料等」という。）を、利用する月ごとにセンターに支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の予算詳細責任者の承諾を得た場合には、当該予算詳細責任者が利用料等を支払うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めた場合は、センターの運営委員会の承認を得た上で、利用料等を減額し、又は免除することができる。

（利用者の責務）

第6条 利用者のうち利用申請者（学外者の場合は支払責任者を含む。）は、利用の対価として、前条第1項に定める利用料等を、所定の期日までに支払わなくてはならない。

2 利用者は、論文等により共用設備等の利用の成果を公表する場合は、当該共用設備等を利用した旨をセンター指定の書式に従い記載をしなければならない。

3 利用者は、センターの事務室が行う共用設備等の利用に関わる基礎データ収集に協力しなくてはならない。

4 利用者は、分析結果、加工品等の共用設備等を利用して得た全ての成果物の譲渡又は転売等により、利益を得てはならない。

5 利用者は、共用設備等の利用により得た知見により特許出願を行う際には、センターの事務室へ報告しなくてはならない。

6 利用者は、センター長から共用設備等の保守等に伴う利用一時停止の要請があったときは、これに協力しなくてはならない。

(損害賠償義務)

第7条 利用者は、共用設備等を汚損、損害若しくは滅失し、又はこの規程に違反したことにより本学に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(知的財産権)

第8条 利用者が共用設備等を利用したことにより得られた知的財産権は、原則として利用者に帰属するものとする。ただし、センター職員による技術支援等を受けた場合又は当該知的財産権が共用設備等若しくはセンターがあらかじめ用意した操作、運転等の方法に係るものである場合には、利用者は、センターと当該知的財産権の帰属について、協議するものとする。

(法令等の遵守)

第9条 利用者は、共用設備等の利用にあたっては、この規程のほか、本学の規則及び関連する法令等を遵守しなければならない。

2 センター長は、利用者がこの規程に違反したとき、共用設備等の管理若しくは運用に重大な支障を生じさせたとき、又はセンター長が許可していない目的で共用設備等を利用したときは、当該利用者に対し一定期間共用設備等の利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(免責)

第10条 センターは、利用者に共用設備等の利用方法等において重大な誤りがあり、かつ、当該誤りについてセンターに故意又は重大な過失が認められない場合には、損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負わないものとする。

2 前項において、当該誤りについてセンターに故意又は重大な過失が認められた場合、センターは利用者と協議の上、次の各号のいずれかにより対応するものとする。

一 センターの費用負担による当該共用設備等の利用のやり直し

二 当該利用に関して利用申請者（学外者の場合は支払責任者）が支払った利用料等の返還

3 利用者が共用設備等を利用して得た成果物を使用することにより生じた損害について、センターは、一切の責任を負わないものとする。

(非公開契約)

第11条 第3条第8号に該当する者は、機密性の高い利用について、本学と成果非公開契約又は利用非公開契約を締結することができる。この場合において、センターは、第6条に規定する利用者の責務の一部を免除することができる。

附 則

1 この規程は、令和5年5月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、別表2に掲げる共用設備等のうち、次の各号に掲げる共用設備等の利用に係る規定については、令和5年7月1日から施行する。

一 細胞イメージング室の機器利用のうち、大和光機 回転式マイクローム

RX—860, Phenom—world 卓上 SEM proX, 3D ホログラフィック顕微鏡に係る規定

二 合成生物ファウンダリの機器利用のうち, BD セルソーターシステム FACSMelody, 解析ソフト FlowJo, Nikon 自動細胞培養観察装置 BioStation, Thermo Fisher Scientific 384 ウェル Realtime PCR, analytikjena 自動分注装置 Jena CyBio Felix Choice, Agilent Technologies Japan 電気泳動装置 TapeStation, クリーンベンチ, 安全キャビネット, ナノドロップ, スクラム CellDropFL, ドラフト, CO<sub>2</sub>インキュベーター, -80℃冷凍庫に係る規定

附 則 (令 5.11.29)

この規程は, 令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1

第 3 条に定める利用者の区分	センター利用基本料
本学教職員, 本学学生, 特別研究員, 学振特別研究員, 共同研究員又は受託研究員	利用申請者 1 人あたり 1,000 円/月 (ただし, 利用者に, 教授, 准教授又は講師のうち 2 人以上の教員が含まれる場合は 2,000 円)
民間等受託事業担当者又は学外者	利用申請者 1 人あたり 3,000 円/月

別表 2

○細胞イメージング室 (B1 B2—126 号室)

区分	設備等利用料 (以下この表において「利用料」という。)
機器利用	1. Zeiss 倒立共焦点顕微鏡 LSM780+Airyscan : 1,000 円/時間 2. Zeiss 正立共焦点顕微鏡 LSM780 : 1,000 円/時間 3. Zeiss 倒立顕微鏡 Axio Observer : 500 円/時間 4. Zeiss ズーム顕微鏡 Axio Zoom : 500 円/時間 5. 大和光機 回転式マイクローム RX—860 : 500 円/時間 6. Phenom—world 卓上 SEM proX : 2,200 円/時間 7. 3D ホログラフィック顕微鏡 : 700 円/時間 8. Leica 凍結マイクローム CM3050S : 450 円/時間

○合成生物ファウンダリ (B1 B2—722 号室)

区分	利用料
機器利用	1. BD セルソーターシステム FACSMelody : (解析ソフト FlowJo の利用含む。) 基本料金 1,000 円 + 1,600 円/時間* 1

	<p>*1 高額な修理が発生した場合は使用時間で割った金額を加算</p> <p>2. 解析ソフト FlowJo : 2,000 円/月</p> <p>3. Nikon 自動細胞培養観察装置 BioStation : 500 円/時間</p> <p>4. Thermo Fisher Scientific 384 ウェル Realtime PCR : 700 円/1 分析</p> <p>5. analytikjena 自動分注装置 Jena CyBio Felix Choice : 2,000 円/日</p> <p>6. Agilent Technologies Japan 電気泳動装置 TapeStation : 200 円/1 分析</p> <p>7. クリーンベンチ, 安全キャビネット, ナノドロップ, スクラム CellDropFL, CO<sub>2</sub> インキュベーター (棚 1 段) : 5,000 円/月</p> <p>8. ドラフト : 3,000 円/月</p> <p>9. 冷蔵庫 : 月 500 円/単位 (1 段の半分のスペース)</p> <p>10. -80℃ 冷凍庫 : 月 100 円/単位 (1L 分のスペース)</p>
実験台・棚等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実験台 (スペース使用のみ) 月 1,000 円/単位 (60x75cm)</li> <li>・ 実験台 (機器を搬入する場合*2) 月 10,000 円/単位 (60x75cm)</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">*2 機器を搬入する場合, 共用を条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実験台引き出し 月 1,000 円/単位 (1 段)</li> <li>・ ボックスコンテナ 月 1,000 円/単位 (1 個)</li> </ul>

○電子顕微鏡室 (B1B2-B-312,313 号室)

区分	利用料
機器利用*2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 透過型電子顕微鏡 : 3,500 円/時間</li> <li>2. フィルム : 200 円/枚</li> <li>3. 電子顕微鏡用試料作製 : 消耗品代 実費</li> <li>4. 卓上走査電子顕微鏡 : 600 円/時間</li> <li>5. コーティング装置 : 100 円/分</li> <li>6. 凍結乾燥装置 : 300 円/1 試料</li> <li>7. イオンコーター : 300 円/回</li> <li>8. ウルトラマイクロトーム : 500 円/時間</li> </ol> <p>*2 センター及びオープンファシリティセンターバイオ部門が実施する透過型電子顕微鏡取扱講習を受講していること (講習費 (実費) は別途)</p>

○遺伝子解析室 (B1B2-B-311 号室)

区分	利用料

受託解析等	DNA シーケンス解析装置 反応+解析 600円/1サンプル 解析 240円/1サンプル " 15,360円/96ウェルプレート
-------	---

○植物培養室 (B1B2-B-203号室)

区分	利用料
培養室	月：2,200円/棚 (大型, 棚サイズ 150cm) 月：770円/棚 (小型, 棚サイズ 75cm以下)

○淡水魚飼育室 (B1B2-620号室) 及び海産動物飼育室 (B1B2-C-103号室)

区分	利用料
水槽管理	水槽サイズ 27円/リットル/月

○動物実験施設 (B1B2-C棟)

区分	利用料
実験室及び飼育室 (飼育料は別途)	月：11,000円/単位 *大型物品を搬入する場合は, 月 10,000円/m <sup>2</sup> を加算
飼育管理	マウス 40円/1ケージ/日 飼育管理支援 (フルサービス) 70円/1ケージ/日
機器利用	1. Leica 正立共焦点顕微鏡：700円/時間* <sup>3</sup> * <sup>3</sup> 700円/時間に消耗品費を使用時間で割った金額を加算した額 2. PHC 凍結マイクロトーム HM525NX：450円/時間

○SPF施設 (B1B2-B棟)

区分	利用料
実験室及び飼育室 (飼育料は別途)	月：11,000円/単位 *大型物品を搬入する場合は, 月 10,000円/m <sup>2</sup> を加算
飼育管理	マウス 40円/1ケージ/日 飼育管理支援 (フルサービス) 70円/1ケージ/日
実験台・棚等	B1B2-B-109号室 ・窓側実験台 月：20,000円/単位(60x75cm) ・中央実験台薬品棚 月：1,000円/単位 (1窓分) ・廊下側実験台引き出し 月：1,000円/単位 (1段) ・廊下側実験台棚 月：1,000円/単位 (1段) ・冷蔵庫 月：2,000円/単位 (1段)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷凍庫 月：2,000 円／単位（ボックス 1 箱） B1B2—B—110 号室（特殊実験室・飼育室）</li> <li>・ 冷蔵庫 月：2,000 円／単位（1 段） B1B2—B—114 号室（胚操作室）</li> <li>・ ドア側物品棚（上段） 月：1,000 円／単位（1 段） B1B2—B—101 号室（低温室）</li> <li>・ エレクタ（上段） 月：1,000 円／単位（1 段）</li> <li>・ エレクタ（下段） 月：2,000 円／単位（1 段）</li> </ul>
機器利用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 室町機械製 麻酔装置 MK—AT200D：500 円／時間</li> <li>2. PerkinElmer IVIS Spectrum：2,000 円／時間</li> </ol>

○技術支援

区分	利用料
技術支援等	マウス生殖補助技術提供 体外受精・凍結胚作製 25,000 円 同上（高受精率キットを用いる場合） 35,000 円 胚移植 35,000 円 精子凍結 20,000 円 検疫・クリーン化パッケージ 120,000 円 ＊1 系統あたりの価格とする。 ＊組み合わせて実施する場合は合計金額から 10,000 円差し引く。 動物実験業務受託料 2,800 円／時間

○その他

区分	利用料
機器利用	複写機白黒 2 円／枚，カラー7 円／枚

別表 3

第 3 条に定める利用者の区分	設備等利用料に係る倍率
本学教職員，本学学生，特別研究員又は学振特別研究員	1 倍
共同研究員又は受託研究員	2 倍
民間等受託事業担当者又は学外者	3 倍